

変 更 届

業 務 の 種 別		毒物劇物一般販売業 毒物劇物特定品目販売業	毒物劇物農業用品目販売業 特 定 毒 物 研 究 者
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		第	号 年 月 日
製造所(営業所、店舗、主たる 研究所)	所 在 地	〒 一 区 仙台市 区 TEL 一	
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変更前	変更後
	構造設備	別紙のとおり	貯蔵設備なし
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

TEL ()

(あて先) 仙台市保健所長

担当者名 _____

連絡先 TEL _____

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業種の種別欄には、毒物若しくは劇物の一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのための取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

店舗の設備の概要図等

登録番号		名称	
建物の構造	造り 地上（ ）階 地下（ ）階建（ ）階使用		
貯蔵設備を設置している場所の材質	かべ：	床：	天井：
貯蔵設備の立体図（立体図は別紙添付可。ただし、A4 もしくは A3 サイズの用紙を使用すること。）			
材質		容器 タテ___m 横___m 奥行___m	鍵の種類
直接の容器の種類		施錠不可な場合の堅固なさくの種類	運搬用具を使用するときの種類
<p>※鍵の位置及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示を図示すること。</p>			

店舗の設備の概要図等

店舗・貯蔵設備の平面図（別紙添付可。ただし、A4 もしくは A3 サイズの用紙を使用すること。）

※寸法を記入し、貯蔵設備の位置、主要な設備を図示すること。

※同一敷地に建築物が複数ある場合やフロアを区画して店舗とする場合は当該店舗がわかる図面を添付してください。（敷地図、フロア図など）

営業内容	小売 卸売 伝票販売		
	物質名	濃度	CAS 番号
主な取扱 品目			

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別	毒物劇物 販売業	
登録番号及び登録年月日	第	号 年 月 日
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	〒 一 仙台市 区 TEL 一
	名称	
変更前の毒物劇物取扱責任者	住所	
	氏名	
変更後の毒物劇物取扱責任者	住所	現物を取り扱わないため設置せず
	氏名	現物を取り扱わないため設置せず
	資格	1 薬剤師 2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者 3 都道府県知事が行う毒物劇物取扱試験(一般・農業用品目・特定品目)に合格した者
変更年月日	年 月 日	年 月 日
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

TEL ()

(あて先) 仙台市保健所長

担当者名 _____

連絡先 TEL _____

(注意)

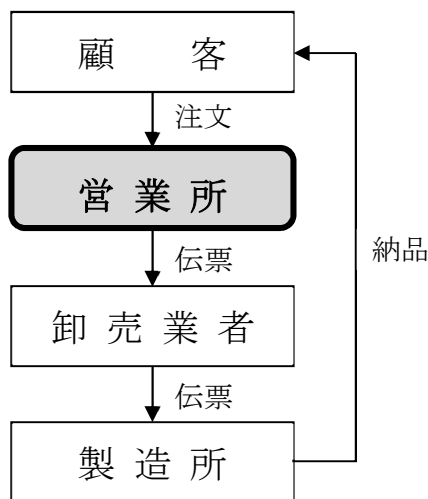
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の一般販売業、農業用品目販売業又は特定品目販売業の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみの取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

毒物劇物の伝票販売を営む店舗にあっては、業務の実態を把握するため、流通経路図を作成し申請書に添付してください。

流通経路図(記載例)

※あくまで一例です。実態に合わせて作成してください。

毒物劇物の流通経路図



取扱品:水酸化ナトリウム(25%)(CAS番号)、アンモニア(30%)(CAS番号)

1 顧客

名称	所在地	電話番号
(株)青葉	仙台市青葉区本町2丁目○-○	XXX-XXXX-XXXX
(株)泉	仙台市泉区八乙女1丁目□-□	XXX-XXXX-XXXX

2 卸売業者

名称	所在地	電話番号
(株)太白	仙台市太白区长町2丁目△-△	XXX-XXXX-XXXX

3 製造所

名称	所在地	電話番号
(株)若林	仙台市若林区新寺2丁目☆-☆	XXX-XXXX-XXXX

注) 記載上の注意

- 毒物劇物によって流通経路が異なる場合は、それぞれの毒物劇物について流通経路図を作成すること。(毒物については、取り扱う物すべての、劇物については、主に取り扱う物の流通経路図を作成すること。)
- 伝票の流れと毒物劇物の流れが明確に分かるようにすること。
- 製造所については、本社ではなく実際に製造している工場等について記載すること。